

裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和7年(行ニ)第28号
裁判官除斥申立て事件
決 定 日 令和7年7月18日
裁 判 所 最高裁判所 第三小法廷
裁判長裁判官 渡 辺 恵 理 子
裁 判 官 林 道 晴
裁 判 官 石 兼 公 博
裁 判 官 平 木 正 洋
当 事 者 等 申立人 近藤 ユリ
同代理人弁護士 近藤 博徳 ほか

基本事件の表示 最高裁判所令和7年(行ナ)第41号
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ては理由がない。

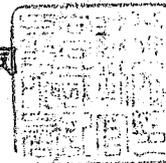
令和7年7月18日

最高裁判所 第三小法廷

裁判所書記官 松本 考司

これは正本である。

同日同庁
裁判所書記官 松本 考司



裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和7年(行ニ)第29号
裁判官忌避申立て事件
決 定 日 令和7年7月18日
裁 判 所 最高裁判所 第三小法廷
裁判長裁判官 渡 辺 恵 理 子
裁 判 官 林 道 晴
裁 判 官 石 兼 公 博
裁 判 官 平 木 正 洋
当 事 者 等 申立人 近藤 ユリ
同代理人弁護士 近藤 博徳 ほか
基本事件の表示 最高裁判所令和7年(行ナ)第41号
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ては理由がない。

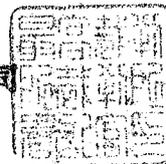
令和7年7月18日

最高裁判所 第三小法廷

裁判所書記官 松本 考司

これは正本である。

同日同庁
裁判所書記官 松本 考司



裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和7年(行ニ)第30号
裁判所調査官忌避申立て事件
決 定 日 令和7年7月18日
裁 判 所 最高裁判所 第三小法廷
裁判長裁判官 渡 辺 恵 理 子
裁 判 官 林 道 晴
裁 判 官 石 兼 公 博
裁 判 官 平 木 正 洋
当 事 者 等 申立人 近藤 ユリ
同代理人弁護士 近藤 博徳 ほか

基本事件の表示 最高裁判所令和7年(行ナ)第41号
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ては不適法である。

令和7年7月18日

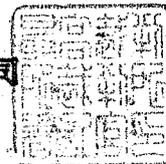
最高裁判所 第三小法廷

裁判所書記官 松本 考司

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 松本 考司



裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和7年(行ニ)第31号
裁判官除斥申立て事件
決 定 日 令和7年7月18日
裁 判 所 最高裁判所 第三小法廷
裁判長裁判官 渡 辺 恵 理 子
裁 判 官 林 道 晴
裁 判 官 石 兼 公 博
裁 判 官 平 木 正 洋
当 事 者 等 申立人 近藤 ユリ
同代理人弁護士 近藤 博徳 ほか
基本事件の表示 最高裁判所令和7年(行ナ)第42号
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ては理由がない。

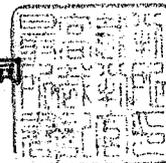
令和7年7月18日

最高裁判所 第三小法廷

裁判所書記官 松本 考司

これは正本である。

同日同庁
裁判所書記官 松本 考司



裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和7年(行ニ)第32号
裁判官忌避申立て事件
決 定 日 令和7年7月18日
裁 判 所 最高裁判所 第三小法廷
裁判長裁判官 渡 辺 恵 理 子
裁 判 官 林 道 晴
裁 判 官 石 兼 公 博
裁 判 官 平 木 正 洋
当 事 者 等 申立人 近藤 ユリ
同代理人弁護士 近藤 博徳 ほか

基本事件の表示 最高裁判所令和7年(行ナ)第42号
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ては理由がない。

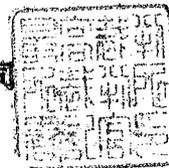
令和7年7月18日

最高裁判所 第三小法廷

裁判所書記官 松本 考司

これは正本である。

同日同庁
裁判所書記官 松本 考司



裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和7年(行ニ)第33号
裁判所調査官忌避申立て事件
決 定 日 令和7年7月18日
裁 判 所 最高裁判所 第三小法廷
裁判長裁判官 渡 辺 恵 理 子
裁 判 官 林 道 晴
裁 判 官 石 兼 公 博
裁 判 官 平 木 正 洋
当 事 者 等 申立人 近藤 ユリ
同代理人弁護士 近藤 博徳 ほか

基本事件の表示 最高裁判所令和7年(行ナ)第42号
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ては不適法である。

令和7年7月18日

最高裁判所 第三小法廷

裁判所書記官 松本 考司

これは正本である。

同日同庁
裁判所書記官 松本 考司

